

特別非常勤講師の皆様へ 《非常勤職員制度改正のお知らせ》

- 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から、大阪府教育委員会で任用されるほとんどの非常勤職員は、一般職非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員）へ移行することになります。
- これに伴い、一般職非常勤職員に対する期末手当支給制度が創設されるなど、各種制度が変更されることとなります。
- 主な変更内容を以下にまとめましたので、お知らせします。

令和2年4月からの主な変更点

項目	主な変更内容
	変更後（令和2年4月1日から）
期末手当の支給	<p>・期末手当支給制度が創設されます</p> <p>対象者：基準日に在職している一般職非常勤職員 又は、基準日以前1カ月以内に退職等した一般職非常勤職員</p> <p>※ただし、当該年度における任期が6カ月以上、かつ、週あたりの勤務時間が 15時間30分以上の職員に限ります</p> <p>基準日：6/1・12/1 支給日：原則、6/30・12/10 手当額：（基準日前6カ月の勤務について支給された報酬※1 ÷ 6）×支給月数※2</p> <p>※1 令和2年6月の期末手当は、同年4月1日以降の勤務について支給された報酬に限り ※2 支給期ごとに1.3月（現時点の見込み）</p>
休 暇	・現在の一般職非常勤職員と同様の特別休暇が付与されます
懲戒・分限	・地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります

※ 上記のほか、地方公務員法が適用されることから、条件付採用等が適用されます。

※ 変更点の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

※ 制度改正に関するご質問があれば、下記の間合せ先にご連絡ください。

《間合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 教務グループ

電話番号 06-6941-0351（内線 3428）